



菜の花

ワイズ会計ニュース

編集発行人

税理士法人

ワイズコンサルティング

〒104-0061

東京都中央区銀座1-8-21

中央ビル5F

TEL 03 (3567) 3330

FAX 03 (3567) 3078

3月の税務と労務

3月

(弥生) March

20日・春分の日

- 国 税 / 平成20年分所得税の確定申告
2月16日～3月16日
- 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月16日
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月16日
- 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月10日
- 国 税 / 個人事業者の20年分消費税の確定申告
3月31日
- 国 税 / 1月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 3月31日
- 国 税 / 7月決算法人の中間申告 3月31日
- 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の
中間申告(年3回の場合) 3月31日

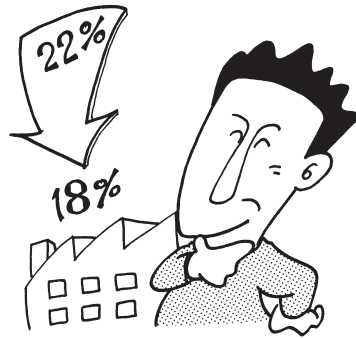
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税
(事業所税)の申告 3月16日



全国524署で最も新しい税務署は? 現在、日本に税務署は524署あります。最も新しい税務署は平成7年にできた札幌東署と、江戸川署の分割による江戸川北、江戸川南署で、平成に入って以降この年までは毎年税務署が新設されていましたが、これ以降新設署はありません。なお、昨年7月に沖縄の平良署が宮古島署に名称変更しています。

税制改正(案)のポイント



金融資本市場の混乱などにより世界経済が一段と減速する中、日本経済は、すでに景気後退局面に入り、今後景気の後退局面が長期化・深刻化する恐れも指摘されています。

そこで、平成二十一年度税制改正では二十一年度から三年間のうちに景気回復を最優先で実現することを目標に、内需を刺激するための減税措置等が設けられています。以下、要点をまとめてみました。

- 1 中小企業対策
 - 1 中小企業に対する軽減税率の時的引下げ

中小法人等の平成二十一年四月一日から二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得のうち年八〇〇万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が二二%から一八%に引き下げられます。
 - 2 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活

中小法人等の平成二十一年二月一日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額は、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できます。
- 2 金融・証券税制
 - 1 上場株式等への軽減税率

平成二十一年一月一日から二十三年十二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得などに対する税率は一〇%(所得税七%、住民税三%)とされます(図表1参照)。
 - 2 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

上場株式などの配当所得及び譲渡所得などに係る一〇%軽減

- 3 確定拠出年金制度

企業型確定拠出年金に導入される個人拠出の掛金は、全額が所得控除の対象となります。
 - 4 生命保険料控除の改組
 - (1) 生命保険契約などのうち介護(費用) 保障または医療(費用) 保障を内容とする主契約または特約に係る保険料などについて、現行の一般生命保険料控除と別枠で四万円の所得控除(介護医療保険料控除)制度が創設されます。
 - (2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ四万円(現行五万円)に引き下げられます。
- 改組された制度は、平成二十四年分以後の所得税から適用されます。
- (注) 2及び4の改正は、平成二十二年改正において法制上の措置が講じられます。

- 3 住宅減税
 - 1 住宅ローン控除

平成二十一年から二十五年までの間に住宅を取得等して居住した場合の住宅ローン控除が見直されます。控除期間、住宅借入金などの年末残高の限度額と控除率は、図表2のとおりです。
 - 2 自己資金による長期優良住宅の新築等の特別控除の創設

自己資金で長期優良住宅の新築または取得をし、平成二十三年十二月三十一日までに居住した場合、標準的な性能強化費用相当額(一、〇〇〇万円限度)の一〇%に相当する金額が、その年分の所得税額から控除されます。
 - 3 既存住宅に自己資金で特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設
 - (1) 自己資金で、一定の省エネ改修工事や一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事費用の一〇%に相当する金額がその年分の所得税額から控除されます。
- (2) 既存住宅の耐震改修をした

場合の所得税額の特別控除に
ついて、地方公共団体が耐震
診断のみを補助している場合
も含めるほか、補助金額の下
限要件を撤廃し、適用対象区
域を拡大するなどの措置を講
じたうえ、適用期限が五年間
延長されます。

この改正は、平成二十一年
一月一日以後の耐震改修に適
用されます。

四 土地税制

1 平成二十一年及び二十二年
中に取得した土地等の長期譲
渡所得の一、〇〇〇万円特別
控除の創設

平成二十一年一月一日から二
十二年十二月三十一日まで取
得した国内にある土地で、所有
期間が五年を超えるものを譲渡
した場合、その年中のその譲渡
に係る譲渡所得の金額から一、
〇〇〇万円が控除されます。

2 平成二十一年及び二十二年
中に土地等の先行取得をした
場合の課税の特例の創設

事業者が、平成二十一年一月
一日から二十二年十二月三十一
日までの間に国内にある土地を

取得し、一〇年以内にその事業
者の所有する他の土地の譲渡を
した時は、先行して取得した土
地について、他の土地の譲渡益
の八〇％（二十二年取得分は六
〇％）相当額を限度として、圧
縮記帳ができます。

五 相続税制

取引相場のない株式などに係
る相続税・贈与税の納税猶予制
度の創設

(1) 経営承継相続人が、非上場
会社を経営していた被相続人
から相続などによりその会社
の株式を取得し、その会社を
経営していく場合、経営承継
相続人が納付すべき相続税額
のうち、相続などで取得した
議決権株式に係る課税価格の
八〇％に対応する相続税の納
税が猶予されます。

平成二十年十月一日以後の
相続等から遡及適用されます。

(2) 後継者が、経済産業大臣の
認定を受ける非上場会社を経
営していた親族から、贈与で
その保有株式等の全部を取得
し、その会社を営していく
場合、対象株式の贈与に係る

贈与税の全額の納税が猶予さ
れます。

贈与者の死亡時には、猶予対
象株式を相続により取得したも
のとみなして、贈与時の時価に
より他の相続財産と合算して相
続税額が計算されます。その際
経済産業大臣の確認を受けた場
合には、相続税の納税猶予が適
用されます。

六 自動車税制

電気自動車、一定のハイブリ
ッド車等環境負荷の小さい自動
車のうち、新車に係る新規検査
を平成二十一年四月一日から二
十四年四月三十日までの間に受

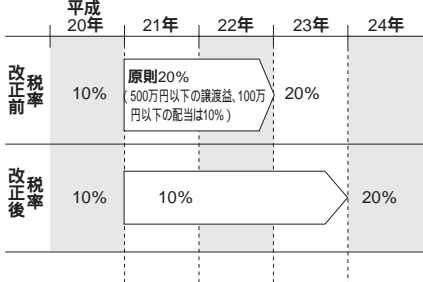
けるものについては自動車重量
税が、二十一年四月一日から二
十四年三月三十一日までの間に
受けるものについては自動車取
得税が免除されます。

七 その他

(1) 内国法人が、外国子会社か
ら受ける配当などの額につい
て、内国法人の各事業年度の
所得の金額の計算上、益金の
額に算入しない制度が創設さ
れます。

(2) 「定額給付金」は、所得
税・個人住民税を課さないこ
ととされています。

(図表1) 上場株式等の軽減税率



(図表2) 住宅ローン減税の内容

	居住年 (年)	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率 (%)
一般住宅	21, 22	5,000万円	1.0
	23	4,000万円	1.0
	24	3,000万円	1.0
	25	2,000万円	1.0
長期優良住宅	21~23	5,000万円	1.2
	24	4,000万円	1.0
	25	3,000万円	1.0

(控除期間は、いずれも10年)

相互に債務保証をしている場合の貸倒れ

Q 私は弟の経営する会社が事業資金を借り入れる際に保証人となっていました。その会社が倒産したため、保証債務を履行し、求償権の行使も不能となりました。また、私は飲食店を営む個人事業主ですが、3年ほど前に私の店舗開店資金の借入のためにその弟の会社が保証人となっており、相互に債務保証をする関係にありました。この関係はいわゆる融通手形を交換していたものと酷似していますので、この保証債務の履行による損失は、融通手形が貸倒れた場合と同様に事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することが認められますか？

A ご質問の保証債務は、相手方の資金を融通するため貸金の担保として相手方発行の手形を受

け取り、その手形代金が回収不能となった場合に似ていますが、そのような手形が直ちに事業上の貸金とはならないのと同じく、保証債務も、先に自己が保証を受けているからといって、同一の相手であれば直ちに事業遂行上のものとはいえません。貸金や債務保証は事業上以外にも知人、友人の間柄でも行われるからです。

ご質問は、相互に債務保証していれば、それが見合いになっているから事業上の貸金とみられないかということですが、債務保証は、融通手形のように一の契約によって同時に債権債務が発生するものではないので、その保証の都度、個別に事業遂行上のものかどうかを判定しなければなりません。

したがって、その点においてご質問の保証債務に伴う損失は事業遂行に直接関連のある保証債務とは認められませんので、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないと考えられます。

問 私は、病院を経営する医師ですが、誤診により手術が遅れとなり、患者を死亡させてしまいました。そのため、紛争が生じ、私は職業柄、外聞を恐れ遺族との間で交渉した結果、示談が成立し、一千万円を支払いました。

答 医師の誤診により紛争が生じていますが、刑事責任の追及が行われていないことを鑑みると、その誤診が故意又は重大な過失に基づくものではないと解されますので、この示談金は必要経費に算入することができます。

この場合の示談金は私の事業所得の計算上、必要経費に算入されますか？

その誤診が故意又は重大な過失による場合は、必要経費算入が認められません。

修正申告の消費税の損金算入時期

Q 当社は消費税について税込経理方式を採用していますが、前期申告について売上計上もれ525万円（税込）が発見され法人税と消費税の修正申告を行います。この場合、消費税の修正申告による納税額25万円を法人税の修正申告において減算調整できますか？

A 税込経理している場合の消費税等の損金算入時期は、原則としてその消費税等の申告書の提出日の属する事業年度ですが、申告書が未提出の場合であっても、その申告書が申告期限未到来のもので、かつ、その消費税等の額が損金経理により未払金計上されているときは、その事業年度に損金算入することが認められています。ご質問の場合は、すでに申告期限が到来し、また、決算確定後で損金経理することができませんので減算調整することは認められません。